

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備主要弁の弁体取替工事等))【7】」

2. 日時：令和5年6月9日(金) 10時00分～12時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他13名(うち4名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料2 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料3 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料4 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料6 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料7 残留熱除去系主要弁 要目表
- ・資料8 原子炉冷却材浄化系主配管 要目表
- ・資料9 非常用ガス処理系主要弁 要目表
- ・資料10 原子炉格納容器調気系主配管 要目表
- ・資料11 外郭浸水防護設備 要目表
- ・資料30 女川2号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料42 II 7.4 原子炉格納施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- ・資料43 II 3.11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- ・資料44 II 8.5.3 浸水防護施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格

- ・資料 4 5 VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
- ・資料 4 6 II 1.9 原子炉本体に係る工事の方法
- ・資料 4 7 II 3.12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法
- ・資料 4 8 II 7.5 原子炉格納施設に係る工事の方法
- ・資料 4 9 II 8.5.4 浸水防護施設に係る工事の方法

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	セトイトウです。それではこれから女川へん人のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:09	資料は、提出してもらっているものを使いますけれども、初めに東北電力側から、何かありますでしょうか。
0:00:18	東北電力の長谷川です。本日よろしくお願ひします。
0:00:22	今日のヒアリングですけども、前回のヒアリングまでに受けました。確認事項。
0:00:30	そこについては、今日とあと次回、2回に分けて、すべて回答させていただくこととさせていただきます。ですので今日そのうちの一部分ですね。
0:00:41	そこの該当になるということをまずご承知おきください。
0:00:45	今日の
0:00:46	説明ですけども、前回受けた。
0:00:50	ええし、
0:00:51	確認事項のうちですね、大きく三つぐらいかなと思ってまして、一つ目は、要目表、要は設工認の本文に当たる部分ですけども、その変更前後の記載ですね。
0:01:03	そこがちょっと統一感、あとは、ルールに基づいて、
0:01:09	どのような示し方をするかというところで本日修正して参りましたので、そこら辺の説明させていただきます。
0:01:17	あと二つ目が、条文整理のところですね、具体的にどういう理由で、この条文は、例えば影響がないとか、
0:01:27	変更がない関係ない、そういうようなところを具体化今してございますので、そちらのご説明です。
0:01:34	とあともう一つは、設工認の本文、あとは添付書類、その、要は網羅性ですね、今回の変更認可申請において、
0:01:44	審査すべき、あとは審査不要な、それを踏まえて、設工認の変更認可申請書として、どのようなパッケージで、構成して、
0:01:56	やるのかというようなところですね、そこについては、すべて今、網羅させる形で、かつ、
0:02:02	一度認可を受けたもの、そのアップデートという形で現状考えてございます。で、今そこについては全体像についてまだ整理中でございますので、次回ヒアリング時に、その

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	最終結果というのをご説明させていただきますが、本日はその方針ですね、そこについて、回答整理表の中で説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。はい、以上になります。
0:02:30	衛藤規制庁イトウです。ありがとうございます。
0:02:35	数年、ちょっと中身に入る前に資料のつくりといいますかそこで確認をさせてもらいたいんですが、今、先ほど1、今回は一部の回答であると。
0:02:48	ということがあって、
0:02:51	回答整理表見てみるとですね、
0:02:56	今回回答(1)分と書かれているところがいくつかあるという状態です。で、ちょっとですねこの表を見ただけだと、一部って何のことなの。
0:03:09	なくて、
0:03:12	一部っていうのは、何を指していて、今後何を回答スルー予定なのかっていうところは、
0:03:21	簡単にでもいろいろ教えてもらえますか。
0:03:24	はい。東北電力の長谷川です。今回、一部とさせていただいてるのは、このようにしますと言った上で、それを示す
0:03:34	ヒアリング資料、それを載せてない状態です。結果してこのようにしますという結果を、次回お示ししたいということで考えてまして、今回回答としちゃうところで、
0:03:46	なくなるような、回答済みとなるようにならないためのちょっとフラグ付けで、括弧1分とさせていただいております。
0:03:52	以上です。
0:04:04	規制庁伊藤です。
0:04:06	たつとう
0:04:12	回答台詞の40番。
0:04:15	て須藤。
0:04:17	レイチェル等、
0:04:21	声優Wと非常用ガス処理系ファンネルの書類は出てきていますと。
0:04:28	原子炉格納容器調気系の書類だけ抜けていますという状態なんですけど、
0:04:37	今後結果を示すと言ってるのはここ行は、
0:04:40	格納容器長期系のところだけなんですかそれとも他も。
0:04:45	他のところも何か変わる予定なんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	はい。東北電力の長谷川です。前者の方で、格納容器長期系については今回資料としてお産みできてませんで、こちら今、再整理、再度整理中ですので、
0:05:04	こちらについては次回お示し、
0:05:07	しようということ考えています。
0:05:11	はい。てことは格納容器長期系以外のう。
0:05:16	今出てきている四つわあ、一応
0:05:21	何だ、最新版という確定版という扱いでよろしいですか。
0:05:26	東北電力の長谷川です。はい。ここで確認事項として受けている、技術基準規則の15条、ここについての考え方については、今回お示した資料で、
0:05:38	説明ということ考えていました。
0:05:44	そうすると40番、ごめん回答整理表の40番以外のところでわあ、
0:05:51	資料2346あたりが、
0:05:56	今後、
0:05:57	今後答えますっていうところも含まれたりするんですか。
0:06:05	東北電力の長谷川です。すいませんちょっと今、
0:06:09	把握できず、はい、えっと、
0:06:13	あ、ごめんなさいとか、簡単に言うと、一部回答っていうところが、一部72で、
0:06:21	今後何を答えようとしてるのかっていうのがわからなくて
0:06:26	例えばですね回答内容のところで、
0:06:28	何々については後日回答するっていうようなところが書いてあればまだわかるんですけど、そういう記載。
0:06:37	次からEのデータ、それから
0:06:43	一部回答みたいな例があったら、そういうふうに書いてもらいたいですけど、可能ですか。
0:06:48	東北電力の長谷川はい。了解しました。失礼しましたちょっとこっち目線で書いてたものがあって、回答についてどの資料に反映するかってのはちょっと仕上がりで変わるものがあるので、
0:07:00	ちょっと最終形これで示しますっていうのはちょっと示せないかなと思ってたんすけども確におっしゃる通り、どれどれ、要はどの資料に反映するか。
0:07:08	は、反映した上で次回回答とかそういうゴールが見えるような形に理解させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	石津規制庁武山です。イトウは言ったことの繰り返しにも一部なりますけども、我々資料を事前に、
0:07:27	いただいでいて、事実確認を円滑に進めるために、この東郷電力が提出している資料をあらかじめ確認した上でヒアリングに臨んでいます。
0:07:38	その望むための資料に、不正確であったり、不明確な部分があると、その資料自身に、
0:07:46	確認をしようと思っても滞ってしまうって要因になると思うんですよね。
0:07:51	今回でいうとこの一部って書かれていることによって、
0:07:55	この資料そもそもが、
0:07:58	未完成のものを出されていたのか、それとも、資料出されても、るもの自身は完成してるけどもほかにも何か伝えたいことがあるのかってことがわからないので、この資料自身を見ても、
0:08:09	さらに言うと、何を回答しようとしてるのかわからないので、
0:08:16	事実確認をするにあたって、
0:08:18	何を見ればいいんだろうってところからスタートしてしまいますし、今、今回回答一部って書いていましたけども、このやりとりを1個1個その37番の一部なんですけど、
0:08:28	39番の一番なんですかっていうことを、ことでやってると時間かかります。
0:08:34	今週的な話。
0:08:36	事実確認とは思えませんので、
0:08:38	そこは効率的にできるように、資料を明確にしてください。
0:08:42	東北電力の長谷川です。はい。ちょっと、新規制基準の適合性の時のやり方と踏襲してしまいましたただおっしゃることはご理解、理解しましたので、
0:08:52	はい、次回からそうさせていただきます。
0:08:57	はい。規制庁伊藤ですよろしくお願いいたします。それですいませんちょっと効率的なというところで、もう1個ございますすいませんと言いたいことがあって
0:09:07	資料、前回もちらっとだけ言ったんですけど審査資料一覧っていうの等、
0:09:14	回答整理表、資料番号で言うと資料1-1と資料30で、
0:09:19	それぞれ何を反映しましたとか何を修正しましたっていうことがずらっと書いてある状態ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:28	これ、
0:09:31	なるべくその結びつきを明らかにしなくてですね、
0:09:39	そそうしないと前回も言ったように
0:09:43	回答整理表 2、
0:09:46	書いてない内容で、問資料 1-1 の修正内容。
0:09:51	修正をしていたりするところはあるのかっていう話をしなきゃいけなくなったりするので、
0:09:57	例えばですけど、
0:10:00	資料 1-1 の修正内容に、これは回答整理表のナンバーの関係で、修正しているっていうのを出してもらうとか、或いはもう、
0:10:11	資料 1-1 の修正内容のところも全部、
0:10:15	回答整理表に入れ込むとか、そういう形で、
0:10:20	何か、なるべく何か、
0:10:26	対応関係というか、資料を見る時間を短くしたいというか、どこ。
0:10:33	どこがどういうふう直ってるのかがわかるようにしてもらいたいんですけどそういった方向で検討してもらうことができる。
0:10:42	はい。東北電力の中間です。はい。ご指摘の通りですね、対応関係わかりにくいので、ちょっと書き方、工夫したいと思います。
0:10:49	以上で、
0:10:51	はい、瀬戸伊藤です。わかりました。
0:10:55	一応、すいませんそこは全体的な構成のところでしたと。
0:11:02	で、ちょっと中身に行かせてもらいたいなど。
0:11:08	原子炉規制庁島山です。中身の話に移る前に、この 1 ポツ 1 の、
0:11:15	資料。
0:11:16	について、
0:11:18	もう 1 点コメントしておきますけども、今は資料 30 と 1-1 の繋がりについてお話をしましたけども、それ以外にも、
0:11:28	おそらく御社として自主的に修正した場所、水平展開として修正した場所ってのはそれぞれあるかと思いますが、それも今、明確になっていないと思っています。で、
0:11:40	これを申し上げたいのは、我々が把握していない修正が、気づかないところで主指定されていて、それが説明もされずに、我々が知らない間に直っていたっていうものが、
0:11:53	仮にあるとすると、それ事実確認の中で、後戻りが生じる要因にもなりますので、御社として修正することを一切否定するわけではないです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:05	自主的に修正される分には、構いません。ただ、修正されるのであれば説明。
0:12:10	アノができるようにと。で、その説明というのは資料中でわかるように、
0:12:15	してください。
0:12:17	というのが、
0:12:18	追加のコメントです。はい。東北電力の仲野です。はい。今ほどのご指摘踏まえて、次回以降、資料の方わかりやすく
0:12:28	仕上げてですね、説明したいと思います。
0:12:31	はい。この1-1でオンし、
0:12:34	資料30とひもづかないものは、
0:12:37	どれですかね。
0:12:39	要は御社が修正したもの。
0:12:43	すぐ回答できますか。
0:12:47	はい。東北電力の仲野です。
0:12:50	では資料1-1をご覧ください。
0:12:59	はい。ひも付。
0:13:01	がないのか。
0:13:05	確認してご説明いたします。はい。
0:13:13	はい。お願いします。で、こういったことを多分口頭でやってると、ヒアリングの時間、2時間という枠取って、
0:13:21	その枠をほとんど食いつぶすことになるので、繰り返しですけども、紙でわかるようにお願いします。紙で書いていただければ、事前にあらかじめこちらが確認をして、ヒアリング時間を効率的に進めることができると思います。
0:13:33	以上です。
0:13:35	退去しました。
0:13:38	はい、規制庁伊東です。一応今の点でいうと、私さっき一つの案として、修正内容を全部、回答整理表について言った時に、もう
0:13:49	自主的な修正的なものも含めて、回答整理表2、正確な回答じゃないのかもしれないんですけど、該当する人が書いてもらった方が、
0:14:00	こちらとしても見やすいような気はしていましたのでそういう、そういうふうに言った次第です。はい。
0:14:07	すいません補足でした。はい。
0:14:09	それでは、該当整理表に基本的に沿って進めていきたいところなんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:19	えっとですね。
0:14:21	まずちょっと一つ目、ナンバー37とか39の関係。
0:14:31	QMSの関係のところで確認をさせていただきたいんですけど、
0:14:39	まず37の回答で、工事の方法のところは、
0:14:48	工事の計画が必要である。
0:14:50	と認識して行ったが、内容変更内容変更を伴わないため、
0:14:56	片理の申請書の構成からは外していった。
0:15:01	あって、
0:15:03	39番では、
0:15:07	今回の片理の設計業務はQMSに定めたプロセスに従い実施しています。
0:15:14	なおなおのところでは、工事の方法を含めた、
0:15:19	すべての書類恒設で見直しますと。
0:15:23	書いてありますと。
0:15:26	まずわあ、
0:15:29	なぜこの3、3739D今回回答(1)分って書いてある一部の意味合いを教えてくださいませんか。
0:15:38	はい。東北電力の長谷川です。37番を例にとりますと、こちらの工事の後、前回工事の方法について確認、
0:15:48	1号として受けました。で、我々は、もちろん、その設計をする上でのプロセスにおいては、工事の方法というのももちろん定めた上で進めていたんですけども、
0:16:01	ちょっとそこが不統一だったのが実際、変更認可申請書に高校生させるときに、変更ないので、入れてなかったというようなところが、
0:16:11	ありましてちょっと反省してございます。ただ、同じように同様に、例えば、先日入れさせていただいた基本設計方針であったりとか、あとはその変更の工事に関わる、
0:16:24	実用炉規則の別表第2に定める、定められている添付書類、それを、じゃあ実際変わらないけど網羅的に、今回の審査においては、
0:16:34	ちゃんと紐付けが必要だなというところは、全部整理した上で、今回の変更認可申請書の構成にしようということで全体的に今見直しているところです。
0:16:44	ちょっと具体的に言いますと、例えば基本設計方針については、
0:16:49	今、原子炉冷却系統施設のところに、
0:16:52	条文の各共通

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:55	部分ですね、そちらが一律記載されてて、他のせ施設のところでは、
0:17:01	原子炉冷却系統施設の
0:17:03	基本設計保証を呼び込むような形としてます。
0:17:07	ただ、実際、原子炉冷却系統施設の基本設計方針見ていただくと、火災防護については、今度は逆に今度火災防護に飛んでたりとか、
0:17:18	等溢水ですね、そこについては、外郭内郭含めて、浸水防護施設の基本設計方針の方に飛ばされてると、いうことを踏まえると、
0:17:29	今回、例えば弦黎士原子炉冷系等施設の工事について申請を行う上でも、火災防護であったり、あとはその浸水防護ですね。
0:17:40	そちらの方の基本設計方針についても、この変更認可申請のパッケージにこう入れ込むべきだということで、ちょっと先行のプラントの紙、申請書の実績、いろいろちょっと確認はしたんですけども、
0:17:55	統一されてるわけではないんですけども、そこら辺、ちゃんと網羅的にお示ししようということで今検討しているところです。ですので、今回ちょっと一部としてるのは、そこら辺の全体の整理とご説明する上での、
0:18:08	お見せする資料が今検討中ということで一部とさせていただいております。以上です。
0:18:14	原子炉規制庁竹山です。今口頭で火災とか溢水の話がありましたけども、この実際どういうふうに申請を予定しているのかということについては、追って資料提出されてから確認をします。
0:18:26	ここの内容としては、QMSの話に限ってちょっとまず確認させていただきます。前提としてということで、まず申し上げます。
0:18:36	はい。すいませんちょっとさっきの工事の方法のところ確認なんですけど、工事の方法は、作ってはいたけれども、
0:18:48	申請書には入れてなかったってことで、工事の方法は作らえと。
0:18:56	作られてなかったってわけじゃなかったってことですか。
0:19:03	はい。東北電力の豊嶋でございます。はい。施設に今回の変認対応にあたっては
0:19:11	事前の本体設工認の際から、
0:19:15	透析開発要領等でですねこの工事の方法についても定めておりまして、今回それを
0:19:22	踏襲する形でですね方法を定めて、
0:19:26	実施してございました。
0:19:29	はい、ありがとうございます規制庁イトウです。それで39番だと。
0:19:36	QMSに定めたプロセスに従い実施していますと書かれていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:47	何ていうんでしょう、QMS通りにやった結果、
0:19:53	工事の方法、
0:19:56	うん。
0:20:00	付け、
0:20:01	付け損ねていたってこういう理解でいいんですか、状況的には。
0:20:05	東北電力の長谷川です。付け損ねていたというよりかは、ちょっと我々、本文と添付書類もまたちょっとグレードが違うとは思いますが、我々として、
0:20:15	認可を受けたその一つの工事の変更の、今回認可申請なので、もともとのところで申請して、その工事については、こういう工事の方でやりますってなので、謳っ
0:20:29	てて、そこに1回受けた状態を変更するので、変更する箇所ということでちょっととらえてしまったというような、はい。
0:20:37	いうこと。
0:20:39	原子炉規制庁武部です。一つ目の説明はちょっと確認をしておきたかったんですけども、
0:20:46	従前の、
0:20:48	ところで、工事計画を作成していたっておっしゃってたかと思う。
0:20:52	これって、新規性を指してますか、それとも、今回の工事として、
0:20:57	3ポツ3ポツ3(4)の工事計画の作成を、
0:21:01	していたということですか、どちらですか。
0:21:07	はい。東北電力の長谷川です。従前のというのは、新規制基準を指します。今回、例えば、残留熱除去系の主要弁、これについては実際に、
0:21:19	弁体の取りかえ工事ということで、追加の工事となっていますが、その単独の中での我々の設計プロセスにおいては、工事の方法はもちろん、はい。
0:21:33	決めた段状態で、計画実施はしたものの、
0:21:38	その手続きとなった場合には、その新規制基準の認可の変更という形なのでちょっとそこ見え、
0:21:46	はい。
0:21:47	拡大解釈しちゃったというところ。
0:21:51	原子力規制庁ハタケヤマつまること、今回の
0:21:55	申請書の作成の中では、
0:22:00	御社は今回は引用する形でQMSの説明書、
0:22:06	添付してますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	3 ポツ 3 ポツ 3 の、
0:22:09	の要目表の作成はしました。
0:22:13	今回の申請として、
0:22:15	ただ、
0:22:16	Bとし、
0:22:18	基本設計方針等々、
0:22:20	工事の方法については、
0:22:22	新規性基準。
0:22:25	書かれているから、
0:22:27	作成不要と。
0:22:29	解釈してしまったっていいことですか。
0:22:32	そういう、東北電力の
0:22:35	長谷川です。作成不要と思ってなくて、もちろんその前、その 3 歩 3 ポツ 4 の一つ前で、もちろん、法律も含めての要求事項。
0:22:45	明確にしてそれに対する設計結果ということでまとめるんですけども、その時点ではもちろん今回の残留熱除去系の主要弁については、条文要求踏まえて、あとかつ工事の方法、
0:22:57	と、あとは添付書類、そういうのが必要性はもちろん認識してて、社内では作ってございますので、
0:23:04	ただ、不要っていうんじゃなくて、もともと申請書の方についてるので、手続きには含めて、
0:23:12	なかったというのが実情になります。はい。
0:23:16	小栗国井です。今回の安全、あるGRの元の取りかえに伴って、工事の方法は作成しております。
0:23:25	その作成の中身というのは、従前と変わらないということで、工事の方法を作成していると。
0:23:32	ということでござい
0:23:34	変わらないことを確認して、今回RHRとして工事の方が取りまとめて、
0:23:41	原子炉規制庁の館野です。つまるところ、3 ポツ 3 ポツ 3 の(4)の
0:23:47	設工認申請書の作成として、
0:23:52	施設ごとの設計方針及び適用基準適用の作成という項目は作成していたと。でも、作成していた内容というのは、
0:24:02	従前と変わらないという紙を 1 枚作ったんですかね。おそらく、で、
0:24:07	工事の方法においても、従前と変わらないという紙をつけていたと。
0:24:12	設工認申請書の作成ですよこの項目って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:16	で、
0:24:17	申請書の作成、
0:24:19	うちの基本設計方針と変わらないと書いてで、
0:24:23	そのあと設工認申請書のチェックのときには、その紙自身も抜けていたってということなんですかね、なんか。
0:24:31	この、
0:24:33	施設工に申請書の作成っていう、
0:24:37	申請書の作成ですよ、プロセス故障。
0:24:41	で、申請書の作成として表を作成します。基本設計方針作成します。工事の方法を説明します。
0:24:48	で、
0:24:49	そっから提出されるまでで何か、そもそも、
0:24:54	何か添付も不要って判断されたところの、
0:24:58	ただ、
0:24:59	原因というか、そこがよくわからなくてですね、えっと、
0:25:04	ちょっと、
0:25:06	御社のちょっと考え方もよくわかってなかった部分があるんですけども、
0:25:11	コメント内容で一応その原因と対策を示しなさいってということをお伝えしたと思うんですけども、今回、
0:25:19	特段何も述べられてないのかなと。
0:25:21	思っていて、
0:25:25	ここは、申請に必要な書類抜けがある場合はっていうただし書きをつけている部分ですけども、
0:25:32	抜けはなかったっていう考え方。
0:25:35	ことなんですかそこ。
0:25:39	徳永新沼です。
0:25:42	設計開発の段階で、申請書、その流れでプロセスで作っていく。
0:25:48	法の策定までして、実際し、申請書として書類を構成する際に、
0:25:55	実際今回3月6日に申請してますが、その申請書としては、こういう中身として、変更がないということで、
0:26:06	直接今回添付資料本文を含めて、今回の変更の内容に直接関わるものを添付としてまとめてしまったと。
0:26:13	ということで、
0:26:14	そこに少し、当社としては、
0:26:19	改善すべき点はあると思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:26	原子力規制庁ハタケヤマです。で、そこ、
0:26:31	その作成していた作成していないのはもう今は一旦置かせてもらいますけども、その理由としては変更ないよと思わない。
0:26:41	はないからってところが一時的な理由。
0:26:45	原因ともとらえられると思うんですけども、まあ、そう。
0:26:49	解釈したからってことだと認識しましたんで、
0:26:52	それ自身は、
0:26:56	今は、
0:26:57	御社として、法令要求とか、QMSの説明書とか照らして必要な書類だと判断をしたから、
0:27:07	見直しますと、ということなのか。
0:27:10	それとも、
0:27:13	御社として、
0:27:14	法令要求とかディーエムエスとかに照らしても、
0:27:18	基本設計方針とか、あとは工事の方法とかの添付は不要だと。
0:27:25	思っているけども、規制庁側から指摘されているので、の充実化のために入れているのか、それはどちらですか。
0:27:33	はい。東北電力の長谷川です。ちょっと繰り返しの話になっちゃうかもしれないですけども、弊社の設計開発、あと工事検査、そのプロセスにおいては、もちろん、
0:27:44	インプットとしてそれも必要ということで認識してました。で、その申請書の方なんですけども、そこは、
0:27:53	我々、先行のやっぱりプラントの申請書とか見に行くと、やはり変遷でいろいろ、その審査申請によって、網羅的にこう示されてる。
0:28:03	あとは、この部分足りないなど、そういうところ申請書については、各資金のその事例を踏まえながら、我々の方で判断後それをNRAさんの方にも、ちょっと
0:28:17	ちょ、
0:28:19	行政相談とか行いながら、決めていくのかなと思ってたんですけども今回の工事の方法については、うん。つけなきゃいけないということで判断今回してですね。はい。
0:28:31	見直そうということで考えているもので、
0:28:36	3点申し上げたいことがあります。衛藤技師長畠山です。まず1点目の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:45	設計と、湯としてのインプットデータとしてはつけていたってところ、こちらの問いは申請書に対してのホデ要求としての話なんで、御社の
0:28:55	バックデータとして、インプットの話ではないです。法令要求として、申請書がどうあるべきかっていう話です。なので、バックデータに関してこちらから今疑義を申し上げたものではないということをお伝えします。
0:29:08	で、
0:29:10	あともう一つ、事前に規制庁に相談という言葉、何か以前もちよくちよくを使われるので、一応、明確に申し上げておきますと、
0:29:21	申請書の、
0:29:23	その具体的な内容とかに関して、申請の前に、要は事前審査のような形で受け付けるつもりは規制庁側としては毛頭ありませんので、
0:29:36	行政相談ということで例えば手続き論として、相談をしたいということであればケイヘンの時の事前相談のようにも、持ち込みすることは差し支えありませんけれども、
0:29:46	申請書の構成とか、何をどう申請するのかっていう、具体的な内容については、それは申請後に確認をしますし、
0:29:57	そういったところでは、
0:30:01	御社としての考えを、
0:30:02	先行プラントとかも確認した上で判断いただければと思います。
0:30:08	で、
0:30:09	最後ですけども、
0:30:11	その上で、結局のところ、
0:30:14	今回、御社としてはその、
0:30:17	法令要求とQMSに従って、
0:30:21	必要な書類と判断したってこといいんですか。そ、そこがちょっと不明確だったんですけども。
0:30:28	何でこんなこと聞くかという、
0:30:30	うん。
0:30:31	東北電力として納得できない部分があれば、
0:30:35	議論しなきゃいけない議論では伊勢アノは、事実確認をしなきゃいけない。
0:30:40	ので、
0:30:42	もし、
0:30:44	法令要求として、
0:30:46	これは別に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:47	つけないという解釈もできると。
0:30:50	QMS上も、正しいプロセスを進んでいるという、
0:30:54	説明であれば、
0:30:57	むしろそっちを説明していただいて、
0:30:59	どういうふうな読み方をしてるのかってことをはっきりしなきゃいけないと 思って、そこに何かしら問題があるのであれば、そこは是正しなきゃい けないとっていて、そこに今、
0:31:10	乖離がある状況かと思っております。そこをはっきりしたいんですけども、
0:31:16	何かちょっと思いがあるけども、押し込めて、規制庁側の、
0:31:20	意見を飲み込むっていうことであれば、
0:31:23	そういうことはあまりしない方がいいと思うので、
0:31:28	遠くに行くニイヌマです。当社として、申請書の構成部として必要と判断 したと。
0:31:37	それは法令要求とかQMSに照らしてっていうことであってますか。
0:31:42	それとも、
0:31:43	それ以外の要因ですか。
0:31:46	法令要求、
0:31:47	であったり、刑務所のプロセス、
0:31:50	ということです。わかりました。
0:31:52	で、そ
0:31:54	それであれば、ちょっと追加で対応したいんですけども、コメント内容で 申請に必要な書類抜けがある場合は原因と対策を示すことって書いて ますよね。
0:32:04	示されてますか。
0:32:10	東北電力の長谷川です。今回の回答内容においては、そこまでちょっと 示してなくてですね。ただ、今、じゃあ、どこまでが、是正する場合にです ね、
0:32:22	今回工事の方とか本部については、つけないといけない。ただ、添付書 類については、
0:32:31	何だろう、省略することも、
0:32:34	可能な、
0:32:36	いうふうには、多少感じています。で、そこら辺のちょっと検討がまだ終 わってないので、今回一部回答という形にはさせていただいているん ですけども、
0:32:45	そこら辺踏まえてからのご説明かなと思ってました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:51	原子炉規制庁武政むしろその話を聞きたくて、どこまでが省略できると思っているっていう
0:32:59	そのライン引きですね、が、御社として、
0:33:04	その基本設計方針丸々省略できると思っているっていうところと、
0:33:09	そこはできないと思っている部分に返りが今まではあったので、それについて、御社として、
0:33:17	言われたことをすべてうのみにするのではなくて、ここについては、法令要求、照らしても、
0:33:25	できるという部分が、
0:33:27	考えがあるんですよ。
0:33:29	で、
0:33:30	その方針を先に、
0:33:32	結果を知りたいわけじゃなくて、その方針を先に知りたいんですよ。
0:33:36	で、
0:33:37	その方針を知るためにはまず御社としてまず抜けがあるのかどうかっていうのが、その認識がまず示されないと、結局、御社が今何をしようとしてるとわからないですし、
0:33:48	その結果として総点検をしますっていうことが大切だと思ってます。その総点検がまだ終わってませんということだと思んですけども、
0:33:56	書いてないですよ。
0:33:59	それがわからないと。
0:34:01	ちょっとよくはわからないんですよ。見直しますということは書いてますけども、何か、何をもって、どういうことがあったので、どう見直すのかわからないので、
0:34:13	何か言われたから見直しますとも聞こえますし、そうではないともとらえられるので、考えを聞かなきゃいけない。
0:34:20	理由。
0:34:21	ところにまずなってしまうんですよ。で、
0:34:24	はっきり言うと、
0:34:25	今の時間って、
0:34:27	あまり
0:34:28	不毛ですよ。
0:34:30	なんか、こんなやりとりってあまり。
0:34:33	お互いやりたくないの、
0:34:35	書いていただければ済む話なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	そういうことも、
0:34:40	先ほどお話したように、
0:34:42	コメント内容は変えていただくようにお願いします。
0:34:46	徳電力の長谷川です。はい。すみません。回答整理の 37 番の回答の後、一番最課題に書いてあるのがすみません、その意図で書いたつもりだったんですけども、現状、
0:34:57	炉規制法上は、昔と違って技術基準に適合しているということが認可条件になってますので、それをちゃんと網羅的に、うん、申請書としてお示しするっていうのが重要だと思ってます。
0:35:10	ですので、その見せ方は、例えば認可済みであるから例えば変更がないとか、そういうのを変え、
0:35:16	他にしても、網羅的にその申請書単体で紐付けも含めて、確認できるような方向で今考えてるんですけども、はい。
0:35:25	了解しました。
0:35:29	はい。
0:35:30	で、今、口頭原子力いただけますことで、この
0:35:34	申請書の
0:35:38	要は作成するのか、添付するのか、記載するのかっていうところについては、口頭でその考え方なり何なり、
0:35:48	今まではこう考えていたけども是正しますっていうところについては、口頭でやりとりして、ある程度そのお考えは見えてきたところ、
0:35:58	その考えは、
0:36:00	口頭だけではなくて、ちゃんと紙にまとめて欲しいっていうのが、
0:36:05	前回お伝えした趣旨です。そういった意味では、1 枚紙にしてくださいってお伝えしていたけども、今回、
0:36:11	回答がなかったので、
0:36:13	今こういうやりとりをさしてもらってますんで、作成してくださいというコメントです。
0:36:21	はい。東北電力の長谷川です。了解しました。はい。
0:36:30	はい。衛藤セイトウです。それではKS関係のところLowerそれでお願いします。
0:36:39	次に行きまして、
0:36:41	ちょっと、
0:36:43	回答整理表の番号は戻りますけれども要目表の関係、35 番のところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:52	要目表の作成ルールということで、
0:36:56	まず回答整理表の回答だと、変更前に認可済みの最新の要目表、これは要するに新規性の認可、
0:37:09	住民新規性の時の変更後の欄だと理解してますけど、それが入っていて、変更後に今回の変更後の欄には今回の申請内容を記載すると。
0:37:21	いうところ。
0:37:23	ですと、
0:37:26	書き表せないものについては注記等にて記載するとあって、すいませんこの下、書き表せないもの云々というところは何を指しているのか説明してもらえますか。
0:37:42	はい。東北電力の長谷川です。
0:37:45	例えばですけども、ちょっとこれから具体で何か、
0:37:50	説明、ちょっとこちらからさせていただきますけども、
0:37:53	変更後に、その変更状態を記載するものについては、もちろん要目表上見えるんですけども、
0:38:00	認可済みの変更前の状態。
0:38:04	適正化とかそういうものについては、今回、要は変更前に書かれちゃうので、
0:38:12	何からどう変わったかってのがわからない状態になってしまうと、その場合には、変更前の、その記載に中継を振って、こうこうこういう理由で、
0:38:22	記載を適正化しますというようなところで、見えるようにしたいということで何か具体例、
0:38:30	東北電力トヨシマですけれども例えばSGTSの、
0:38:38	※でないんです。
0:38:39	まとめだと資料4。
0:38:47	資料4の通し3ページですね。
0:38:55	3ページ、こちらSGTSのF00一番の電話の要目表をおつけしてございますがこの中で
0:39:05	変更前の、今回修正を行いたいと考えております。
0:39:09	弁二つさ戸部蓋の材料ですね、こちらについては注記12ということですね。
0:39:20	先工事計画書にて記載がないため適正化を行うということで、
0:39:26	前回も変更後のところがですね、
0:39:30	前
0:39:31	今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:33	ミイー美の要目の最終最頻版ですと、基本変更前のところがバーになっている。
0:39:40	異なりますんで今回
0:39:43	底辺狛江のところの、
0:39:45	記載を直すということで、あくまで変更後の修正ではないので、そこについてですね。
0:39:55	従来、バーで書かれていない
0:39:57	ので適正化を
0:39:59	言うような旨を追記してですね。
0:40:02	最新版と比較したときの変更前の修正点が、なぜ変わったのかというところがわかるように注記を記載してください
0:40:13	規制庁伊東です。松戸SGTSのところに行ったので、ここの関係だと。
0:40:23	すいません、まずう注記の2わあ、
0:40:29	どうして注記の1以降記載の適正化で、こっちは変更後に、
0:40:35	続いてますけどこれも、
0:40:38	これも記載の適正化の範囲なんですか。
0:40:43	OK東北電力豊嶋でございます。あくまで変更5の数値の変更ということで今回は扱いとしては改造と。
0:40:52	いうことで扱っておりますそのために変更認可申請ということにさせていただきますが、
0:40:59	繰り返しになりますけどこちらの数字についてはあくまでも設計確認値への、腐食しろを考慮した設計確認値への記載の見直しと、
0:41:08	いうことで実際に物を変えるわけではないと。
0:41:12	いうことを復帰する意味で注釈をつけさせていただいております。
0:41:22	原子炉規制庁武山です。
0:41:25	確認をしたいのが、記載の適正化という言葉の意味合いなんですけれども、
0:41:30	この補足、この4番ですか。
0:41:34	のところで、
0:41:35	2本、
0:41:37	1ページ目の2ポツから見ると、
0:41:43	非常用ガス処理系主要弁の現場高圧について腐食しろを考慮した。
0:41:50	寸法へ記載を変更する。
0:41:53	なお、
0:41:54	弁二つアベムタ材料の記載がなかったことから記載を適正化すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	ていうふうな表現なってますよね。
0:42:03	デイ・シイ。
0:42:04	この適正化っていうのは、この説明書上だと。
0:42:08	後段の弁部立アトベウダ材料だけは、
0:42:12	記載の適正化って言い方をしますけどここで使い方がいいかどうかはさておき、
0:42:18	記載の適正化というのは、
0:42:20	どこまでの範囲を指してますか。
0:42:28	徳田ユフニイヌマです。すみません。1 ポツの目的のところでは、直接考慮した設計の中に記載を変更するという
0:42:36	3 ポツの必要性のところをちょっとご覧。
0:42:40	これは記載を変更する。
0:42:43	そもそもの設計を変更するわけではなくて記載を変更する。この二つを合わせて適正化というか、
0:42:49	表現して、
0:42:50	表現して、
0:42:56	表現
0:42:59	何を変更するのかっていうのをまず、
0:43:05	その上で3 ポツの必要性のところで、記載の変更です。
0:43:20	原子炉規制庁竹山です。
0:43:24	まず、
0:43:30	要目表の米印1のところの規制の適正化の表現は見直されるというコメントで受けとめました。で、
0:43:39	その上で、
0:43:41	もう一つ側の弁部高塚材料についてこれは変更前に書いていらっしやるということですよね。で、この
0:43:49	ところは、
0:43:51	先ほどのコメントがイトウ30番の言い方でいうと、
0:43:58	35番ですか、言い方で言うと、
0:44:01	書き表せないものについては、
0:44:04	注記等で記載する、に該当するということですか。
0:44:11	はい東北電力の豊嶋です。その通りであくまでも最新版の要目表ですと、変更前が、
0:44:19	それに対して変更後も変更なしと言っているのが今現在最新の状態では、あくまでもこちらのスペックは書かれていない要目表が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:30	認可いただいている状況だと思う。
0:44:33	の最新版を、今回の要目表の変更前に転記してこようと思うと、
0:44:40	その変更前の変更という修正というのを、
0:44:44	現在の変更前後の要目表のフォーマットだとうまく書き表せないと思ったので、変更前のところに注釈を打つという
0:44:53	をしてこ
0:44:56	原子炉規制庁竹山です。ちょっと書きあわせられないっていうのが少しイメージがつかなくてですね。
0:45:02	変更前バーで、変更後が●●(非開示情報)、
0:45:11	失礼しましたちょっと機密情報に触れるところがあったので、
0:45:17	申し上げさせていただきます失礼いたしました。
0:45:19	メンブラ厚さアトベムタ材料をそれぞれ、
0:45:23	記載をする、変更後に記載をすると。
0:45:26	いう書き方は12分できる内容だと思いますし、
0:45:31	変更。
0:45:32	前の従前の記載を照らしても、
0:45:35	そのような表現は十分に可能だと思っています。そうしない理由があるかと思うんですけども、それをご説明いただけますか。
0:45:54	東北電力の豊嶋です今のご指摘は変更後に弁二つさ弁蓋のスペックを記載して、注記を、
0:46:04	すべきではないと通気をするという表現もできるのではないかというご指摘。
0:46:10	と理解してよろしいでしょうか。
0:46:12	はい、おっしゃる通りです。書きあわせられないっていうところに、それが本当に書きあわせられないのかっていうところで、
0:46:21	変更前%ということは可能だと思っています。で、それができないっていう。
0:46:28	ことであれば、そのできない理由をご説明いただきたいですし、それが納得できる内容であれば、その表現でも良いっていうことにも繋がるかもしれないんですけども、そこに何かお考えがありますでしょうか。
0:46:48	付け加えて申し上げておきます。
0:46:50	昔の新規制の時に同様の表現をしていたパターンあると認識しています。例えば、
0:46:57	記載の適正化を行います既工事計画で何、
0:47:01	土岐設計、記載内容、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:05	設計図書によるとかいて、変更前に書くってこれは、
0:47:09	あったのは認識しています。で、
0:47:11	そこの兼ね合いで、何かしらそのお考えがあるのであればお伝えいた だきたいですし、そこにあまりちょっと、
0:47:22	検討がなされてないってことであれば、今後方針を示していただいた上 で、なぜ変更前に書くのかっていうところを、衛藤、従前のその記載要 領ってあると思いますので、そこの繋がり、
0:47:34	等も踏まえて、
0:47:36	今回はこうしましたということをお伝えいただける。
0:47:39	なければならぬのかなと思ってます。ただ、お伝えしておきますけど も、変更前に変えて変更変更なしということであれば、その内容はもう 従前の電事法上のみなし規定時に認可されているみなし原価の範囲。
0:47:53	と、
0:47:54	同じであって例えばその強度で、
0:47:57	或いはすでに見て範囲。
0:47:59	であって、今回の適合性確認に必要じゃない。
0:48:03	壬生。
0:48:04	ということで、変更前に限るって意図だと認識をしています。
0:48:08	趣旨が違えば、お伝えください。で、
0:48:11	だからこそ今回の適合性確認においても、
0:48:15	確認をしなくてよい範囲だからこそ記載の適正化だと。
0:48:20	お伝えをしたいのかなと思うんですけども。
0:48:23	そこに、
0:48:25	まだ乖離があるかなと思っているので、変更前後という書き方につい て、
0:48:30	もう少しをお聞かせいただきたいというところです。
0:48:34	はい。東北電力の長谷川です。このSs-A、
0:48:39	非常用字が処理系の主要弁については、今畠山さんがおっしゃった通 りです。もともと
0:48:47	電事法時代からですね、こういう主要弁に関する要目表の記載事項に ついては、様々こう変遷を下ってですね増えてきましたと。
0:48:55	で、今回新規性基準再稼働の設工認においてはそこを全部バックフィッ トというか、いう形で記載するんですけども、そこはすでに認可を受けて いるものということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:06	変更前に記載した上で、中継を振って、建設時の工認で記載がなかったの、記載を行うということでそこは認可対象じゃないことをそこで明確にしました。
0:49:17	今回この、非常用ガス処理系の主要弁についてはその時に、実は、
0:49:24	書いてなきゃいけなかったんですけども、書き損じていたというところで、事前の行政相談の際にもここ軽微変更ということで、はい。
0:49:34	持ってきてはいたんですけども、
0:49:36	はい。
0:49:38	ちょっと今回、それを変更認可申請の中に加えるとした場合は、同様にこの変更前の方に注記を振るっていうのが、統一した考えで示せるかなということで考えたもの。
0:49:56	原子力規制庁ササキです。ちょっと最後の部分だけがちょっと頭に入ってこなかったの、
0:50:01	結果として今、
0:50:04	お話されたのは、
0:50:07	今変更前に書いてる理由を、
0:50:09	おっしゃっていただいたことでしたっけ。ちょっとそうです。はい。
0:50:14	なるほど。わかりました。
0:50:19	その前の話も踏まえて、お伝えしておくと、認識はある程度共通な部分がありつつとっておりますんで、
0:50:30	ただ結果の部分だけ、内容変更前に書くっていう部分。
0:50:33	については、
0:50:36	ちょっと1点気になっている部分があって、お話があったように、
0:50:40	電事ホウジョウ時代に要目表の変遷がありましたと。で、要目表に書くべき項目がどんどん増えていきましたと。
0:50:50	これ、
0:50:51	新規性基準時にはさらに増えて、
0:50:55	当時求められてなかったものについて追加する場合においては変更前にみなし認可という扱いで記載をしてそれに対して変更なしという書き方をしましたと。
0:51:06	これは、
0:51:08	当時、求められていなかったものについて、バックフィットという対応において行ったもの
0:51:14	だからこそ、
0:51:17	従前で求められてなかったことは変更前、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	で書いてましたと。
0:51:23	それは理解しました。で、今回って、そういう扱いとは若干異なりますよねというのが、
0:51:31	求められている内容について記載が漏れていたっていうのと、
0:51:36	求められてなかったっていうのは、意味合いが違っていると思ってて、そういった意味では、
0:51:42	求められてなかったけども今回求められたので、
0:51:45	変更前に追加します。これは記載の適正化で良いと思って、
0:51:49	記載要領、御社が定める記載要領等も合致すると思います。
0:51:53	記載を忘れていたから、
0:51:56	追加をしますと、それは、
0:52:01	へん人という扱いにしますと、いわゆる
0:52:06	変更の工事に該当しますと、別表でいうところと、
0:52:09	判断をしたんですね、軽微変更ではないと判断してますね。
0:52:13	実用炉規則でいう、別表の、
0:52:15	中段下段、いずれかに該当すると今回は用務協会てるので、改造に該当しますと。
0:52:22	いうことを判断をされたということですよ。
0:52:24	いや、
0:52:25	よろしいですか。はい、どうぞの東北電力の長谷川です。ちょっと補足しますと、変更前のところ見ていただくと、現場庫厚さ、
0:52:34	数字が書いてありました後もう一つ弁二つ差っているのがあります。
0:52:42	それで、
0:52:43	再稼働の設工認の際には、現場小厚さ、
0:52:48	についてはすでに、この数字で記載してございます。
0:52:52	今回ちょっと迷った時、事前にご相談したのが、今回この天端来厚さについてもこれ変更後に変わった数字で記載していますけども、
0:53:03	ここも、
0:53:05	本来は変更後であるべき姿だったんですね。うん。
0:53:10	ただ、
0:53:11	これも含めて下の、弁二つさんの方はもともと記載されてなくてですね、これはもともとみなしてみなされて認可されてる情報だということで、
0:53:23	我々ケイヘンだと思ってました。ただ、戸部んば小熱田も、今書いてある数字変更前に書かれてるやつが実際は変更後、
0:53:31	が正しい設計情報なんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:33	この変更については、公にというか、我々、設工認、もしくは昔の工認で出してる客観的な資料で、
0:53:43	変更後に書かれているのが示せないのであれば、
0:53:47	それは変設計の変更ととらえて、変更認可申請ということで、ご指導いただいております。
0:53:53	で、それをこの一つの要目表で見せる場合には、おっしゃる通り、弁蓋さんについては、多分ケイヘンでケイヘンの届け出でよいと考えてます。はい。で、
0:54:05	弁箱厚さについては、我々最初痙攣とは考えてたんですけども、いや、それは設計の変更ということで、変更認可申請の手続きにしたと。そうすると、もうこれ一つのものなので、
0:54:17	一体で、変更認可申請の要目表としてとらえた場合に、下の弁二つの方については、やっぱり変更前に適正化ということで、乗せるしかないかなというところでした。
0:54:29	以上です。
0:54:31	原子炉規制庁竹村です。ちょっと確認させてください。ベンター材料は、
0:54:36	いわゆるそのケイヘンのような扱い。
0:54:40	客観的何か事実が確認できるというところで書き分けをしたということですか。
0:54:45	東北電力のハセガワず、戸部布田さんについては、
0:54:49	そこ、再稼働の設工認の時に、我々記載が漏れていた部分です事実、
0:54:55	ただ、その情報については、電事法時代からの見なされたとみなされている状態なので、再稼働の設工認のところの変更前に適正化でいろいろ載せているもの、それと同じ内容になります。
0:55:11	ですので、今回、新規制基準になって改めて審査を受ける認可を受ける項目ではなくて、変更前に書かれてすでに、要は技術基準に適合しないものでないことの中に含まれる。
0:55:25	項目だということで認識してます。以上です。
0:55:35	原子炉規制庁竹山です。
0:55:39	この弁部立材料に関してはみなし規定の部分で、電磁法からの、
0:55:44	みなし認可の範囲ととらえていって、そのことから、記載の適正化としたいという趣旨は、
0:55:53	まず、
0:55:54	趣旨としてわかりました。
0:55:56	充実化いただけますか、ちょっとその旨は文書で見えないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:02	今その趣旨が見えないので、
0:56:06	はい。東北電力長谷川です。今充実化と言われてのこの要目表の駐機場。
0:56:13	の充実化回答、補足説明資料として書いていただけますか。
0:56:19	とはいえ、ちょっと、
0:56:22	ちょっとお待ちいただいていいですか。
0:56:26	少しこの、
0:56:32	あ、規制庁中ですけど、
0:56:35	ちょっと、
0:56:37	要目表の全体のその書き方というところについて、
0:56:44	一応前回コメントをしていて、
0:56:47	それがその 35 番ということで、
0:56:51	回答内容というふうに書かれていて、
0:56:54	ここはですね結局、先ほど、
0:56:57	ちょっと
0:56:59	確認をしましたけど、
0:57:02	書き合わせないものについては注記等に記載することってというのが、具体的に何なんだと。
0:57:09	いうところがまずわからなくて、今一応その、
0:57:14	この 2 本資料の 4 番の
0:57:20	非常用ガス処理系の主要弁ということで例示ですね、考え方を聞いて、
0:57:27	ある程度の大枠の考え方はわかりましたけど、
0:57:32	結局、
0:57:33	それはだからそのかけ合わせないものについてっていうルールをですね、どういうものがあるって、どういうふうにそれは処理をするかというところが、
0:57:44	多分明確に、補足説明資料として例示されてないので、
0:57:50	わからないと。で、
0:57:51	今たまたまその非常用ガス処理系の使用弁の例だけ聞きましたけど、ほかにどういうパターンがあるかっていうのを、
0:57:59	これを一つ一つですね、個別に聞いていくんですかっていう話だと、それなりに時間がかかるかもしれないねと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:08	いうところ多分新規性基準の時もですね、やっていたかと思うんですけど、結局、いろいろな要目表の記載パターンっていうのがあって、多分それが、
0:58:20	多分口頭だけでやりとりするとよくわからない方は多分ルール化してると思うんですよね。既設のものの場合で
0:58:27	する、SAIに使う場合の、今日の書き方、
0:58:31	その場合の指標が変わるか変わらないかの場合、書き方とか多分、
0:58:35	細かくいろいろ分類されているかと思っていて、
0:58:39	そのこの今の
0:58:41	聞いている限りですと、だから要目表の中にもう、
0:58:46	各設備の要目表の中にも、
0:58:49	変更申請対象となるものと、
0:58:53	適正化としての要素が含まれるものといろいろあった場合に、どういふふう
0:58:59	一つの要目表として書くか、多分そういうことだと思うんですけど。
0:59:04	それを少しですねルールとして明確化、
0:59:09	をしておく。
0:59:11	お互いにですね共通の認識として、こういうルールであれば、
0:59:17	じゃあ、ここのその要望表の書き方はこうする、それは、
0:59:22	変更前変更後の書き方と、注記の書き方と、
0:59:27	多分そういうところの一般的なルールを、
0:59:31	ある程度示していただくと、
0:59:34	個々のものをいちいち確認しなくても、
0:59:39	ある程度、進められるのかなということかと思えますけど、どう。
0:59:49	はい。東北電力の長谷川です。はい。趣旨、理解しました。ただ、変更前後の、どっちに仮記載するかってのは、それこそ、多分処分いただく、認可という処分いただく対象が、
1:00:04	要は変更後に書かれているものということで認識してますので、
1:00:08	要は、その、
1:00:11	今回で言うと、認可の処分を、
1:00:13	伴わないものについては、そこは変更後に改めて書くのは、それはちょっと申請上もおかしいかなと我々も思ってますんで、ルール化というよりは、
1:00:23	もともとのその認可を受ける。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:26	最初もの受けないもの、変わらないもの、そこについて、変更前後でただ書き分けて、ただ、変更前のものが、
1:00:35	認可を受けたところから変わって、
1:00:38	るもの。
1:00:39	要は要は、ケイヘンと同じような内容ですね。そこものについては、注記でわかるようにしますっていう。
1:00:46	うん。もの。
1:00:49	はい。ということでちょっと考えてました。ただその記載については多分ケースバイケースになると思うんで、今回も、先ほど主要弁の例でやりましたけども、ちょっと配管で言うとまた、
1:01:01	違う例もあるので、基本のルールとすれば、認可を受ける対象変更後、ただそれは別に何も注記も要らないかなと思ってんですけども、変更前を適正化で変えるようなものは、
1:01:14	注記を振って、すでに認可を受けたところからの変更の内容っていうのを、何だろう。
1:01:21	補足するというようなところそれは、従前十全というか、最新規制基準の工認の時も、からすそのようなルールでグランドルールにも記載してますので、それに沿ってるかなと思って、
1:01:41	あ、規制庁長井です。
1:01:43	多分我々もですね、一応その新規制基準時に御社が定めたルールなりですねあとはその、
1:01:51	設工認ガイドっていう中で適正化とは何かと。
1:01:55	さらに上流から言えば規則上、
1:01:58	計画変更なり、そういう工事の場合にはその変更前後としてどうわかりやすく書きたいな、そういう基本的なルールはそれはそれで尊重する話だと思っていて、
1:02:10	それからさらに下ったところでのもう少しこういう疑義が生じるようなところは少し、
1:02:17	ルールですね、共通化、
1:02:20	特にちょっと今回違和感があったのは新規制基準と言っては結局その改造工事みたいなものなので、
1:02:29	変更の工事っていうのはその構う＝改造工事みたいな感じで、変更前後っていうのをどう書くかっていう議論の中で、
1:02:37	多分今回はその計画変更っていうことなので、
1:02:41	改造、普通の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:43	変更工事となっちゃって計画へ変更工事の計画変更ちょっと、
1:02:48	意味合いが違ってるのかなと思っていてですね計画変更ってのはすでに、
1:02:52	認可をされたものからこういうふうに変えますといったとき2、
1:02:58	通常イメージするのはですね、変更前っていうのは、うちで認可された内容であって、
1:03:05	それがこういうふうに変更しますっていうことなので、
1:03:10	若干通常の変更工事と計画変更っていうところの、
1:03:16	何か違いはそれなりにこう表し方としてですね、何か配慮しなければいけないようなことがあるのかなあというところがちょっと悩ましいところで、
1:03:26	あんまり例がないんですね。
1:03:28	通常の改造工事であればそれはそれで、
1:03:34	いろいろ適正化が変更前に書くのはそれはそうだと思いますし、
1:03:39	だから、適正化自体の内容はどうだっていうのも、それはそれで理解してるつもりなんですけど、
1:03:44	何かその計画を変更するっていった場合ですね。
1:03:48	従前の計画が一番変わってくると。
1:03:51	なんで、これは変わっちゃうという、
1:03:56	違和感がちょっと生じたので先ほど後ですね
1:03:59	ものが変わらないからっていうようなお話もされたんですけど、別に物が変わらなくても改造工事や改造工事として、
1:04:08	みなすものはあるはずで、多分そういう理由だけで述べられるとちょっと、
1:04:14	いや別に物が変わらなくて改造工事はいくらでもあるよねというような話も、こう思い浮かんでですね。
1:04:21	そういうことを考える等、若干、ちょっと今このコメント回答の内容なり、口頭である程度、何となくわかったんですけど、
1:04:32	ちょっともの、書き合わせてみないとちゃんと整理できるのかどうかっていうのが、
1:04:38	場合によって、
1:04:39	そのいろいろな留意点を配慮してですね、抜けがないかどうかというところはですねちょっとお互いに、
1:04:46	認識を共通しておいた方がいいのかなと。先ほどルール化というのも結局、もう少し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:53	先ほどおっしゃったように設備によっては若干いろいろ、
1:04:59	留意すべき内容っていうのはもしかしたら違うものもあるかもしれないけど、そういうものは、パターン化というかですね、こういう設備ごとのパターン化なのか。
1:05:09	申請内容によるか単価なのかいろいろそのパターン化もあると思うんですけど、
1:05:15	ある程度類型化した上でですねそういうものをちゃんとどう表すかというのを、
1:05:20	ルール化した方が一守れもなイシイお互いの共通分かれるんじゃないかなというようなところですよ。
1:05:29	はい。東北電力の長谷川です。はい、了解しました。我々も物が変わらんから要らないと思ってませんで、
1:05:37	要求変わってない。
1:05:39	物も変えない。
1:05:41	で、さらに＝設計結果として、
1:05:44	昔から、要は1回バックフィットかけたときから変わってない、そういうというとならえ方なんでちょっと記載は、もうちょっと充実化させた方がいいかなと。はい。
1:05:54	思いました。あと今回、変更認可申請においての変更前、記載の適正化については、ちょっと全部まだ仕切り見切れてはないんですけども、新規制基準になってからの、
1:06:08	他プラントの申請実績とか、いろいろちょっと、さらって見ているところなんですけども、変更前を適正化している例はありまして、ちょっとそれもあって今回このような、
1:06:21	記載がやっぱり一番正しい。確かに認可を受けたときから今回の変更認可申請を行う工事で、どう計画変わるのかっていうのを変更後で示した上で、
1:06:31	変更前の適正化については、うん。
1:06:34	変更前の記載の変更。
1:06:36	変更なんて言えばいいですか。
1:06:38	はい。
1:06:39	あそこは計画の変更ではないので、
1:06:42	こう直しますというところで変更前に記載するのが確かに、
1:06:48	一番わかりやすい、処分対象としてもわかりやすいかなということで考えたもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:56	原子炉規制庁竹山です。変更前で書いてる例ということで、私も知ってる例だけでお伝えすると、例えばその変更前に、材料の部分を
1:07:08	本来実材を使ってなくて実相当材を使っていた場合において、その変更前の部分を、従前は実相当材を使っていたけれども、
1:07:18	実在に置き換えますと、それに関してはその工事計画の記載の変更伴いますと、記載の変更を伴うんだけど、
1:07:26	それ自身が、いわゆるその材料としては入力データとかに何も変わらず、名称を変更するような場合、
1:07:36	と同等であると判断して、変更の工事、いわゆる別表の取りかえであったり、改造に当たらない範囲での変更なので、
1:07:47	記載の適正化として変更前に書く、それに対して、変更前に同じ、変更なしみたいな形を書くという例は、確か認識します。その同じってということで、多分お話されたと思うので、
1:08:00	そのためのロジック、いわゆるその、どこに持ってって欲しいのかっていうのを、実用炉規則の別表でいうところの変更の工事、改造にも取りかえ工事には当たらないんです。だから、変更前に書くんですけどっていうことの説明が今不足してると思いますので、
1:08:14	そこを充実化いただきたいと思ってますという、
1:08:17	ことをちょっとまずすいませんさつき
1:08:19	書いてくださいっていう端的な言い方がちょっと
1:08:23	言葉が足りてなかったのでお伝えさせていただきました。
1:08:31	答弁にもです。確かにグランドルールの、一般化したルールはありますので、それは基本原則としつつ、今回の変更の内容を踏まえた上で、
1:08:43	変更前に記載を
1:08:46	するところの、
1:08:49	何、何か
1:08:51	内容について今、補足説明資料の中の変更の概要のところ少し充実化して書き表し
1:09:06	はい、鬼頭ですよろしくお願いします。
1:09:09	それじゃあ、ちょっと別のところに行きたい。
1:09:14	えっとですね。
1:09:16	個別設備で聞きたいところもあるんですが
1:09:25	すいませんちょっと要目表関係で、
1:09:29	一応確認したいのが、
1:09:33	私今資料中の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	4 ページを見てんですけど、
1:09:42	原子炉格納容器調気系の変更前に、新規製の、
1:09:49	リンカーン申請の時の変更後が入っていて、
1:09:54	変更後が今回、編入するところと内容が入ってますと、右側のところでバーになってる。
1:10:06	ところ一番上の黄色マーカーのところはこれは削除っていう意味合いでいいんですかね。
1:10:16	はい東北電力の豊島です。はい。
1:10:21	一旦この変更前に書かれていた厚肉化する部分については、
1:10:27	真木西條削除等させていただきますがその下に注釈つけております。
1:10:34	2ヶ所ですね。
1:10:37	ゴム※8 をつけてるところが、その代わりと言ってはなんですけども、
1:10:43	既設の薄肉だった部分が、今回一部厚くなるんですというところを、
1:10:51	正しく表現するように修正させていただきます。
1:10:57	収支としてはあくまで今回の再稼働設工認の際は、もともとなかった渥美久野。
1:11:05	エルボと配管を追設するような表記になってございましたので、
1:11:10	正しくは、
1:11:12	既設の薄肉のものの一部が厚くなるというのが、
1:11:16	正しく書くべきでしたということで一旦、
1:11:21	ちょっと書き過ぎてしまっていた厚肉の配管エルボを追加するという表現を1回バーという形で取り下げさせていただいた上で、既設の薄いものの一部を厚くするという、
1:11:35	適切な記載も、追記することで、
1:11:38	今回見直しを行いたいと考え、
1:11:44	はい。
1:11:45	オク電力ハセガワです。これもちょっと補足させていただきたいんですけども、こちら、もともとは、我々、認可を受けたときの4目標。
1:11:55	がちょっと誤ってたというものでして、実際、手続き上ちょっと抜きにすると、実際は、適正化に関わるような部分です。
1:12:07	ただ、それを変更前後の形で表しちゃうとですね、この件については変更が見込んだし、
1:12:14	なってしまうと、一度手を挙げたその変更認可申請というような処分に対してそごが生じちゃうので、
1:12:24	書き表し方とすればこうかなということで今回お持ちした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:29	なので、もともと認可済みで、もちろん厚肉化は入ってましたけども、そこを薄肉のところから厚肉に変えるように、うん。というような、ちょっと、
1:12:39	要目表の、
1:12:41	申し訳ないんですけど、見せ方だけの話になっちゃうかもしれないんですけども、そのような表現としてるといようなところ。
1:12:50	江藤規制庁イトウれ数、アノ様向けの書き方のイメージ的なところはわかって、新たにエルボがあるようになってたものを、既設配管の一部なんですよっていうふうに、
1:13:05	変わっていると、荒田。
1:13:09	内、新たなエルボというか、値付けるように見えていたエルボをバーバーにして、
1:13:16	削除という言い方がいいですかねしているっていうのは、イメージとしてはわかってますと、何かバーで
1:13:26	削除をするみたいなどころ。
1:13:29	ていうのは過去に同じような絶対あるんですか。ないですか。
1:13:34	一応、東北電力の長谷川です。すいません、全部調べてないですけども、すいません。所、私の方では、
1:13:42	記憶がない。
1:13:47	原子力主査竹尾です。
1:13:48	私は高三田覚えがあるんでちょっと、ちょっと待ってもらっていいですか。
1:13:52	なんか確か見た覚えがありますので、
1:13:54	少し時間くれたら見ます。
1:14:04	はい。すいませんちょっと今のところは置いておいて次の話をさせてもらいたいと思います。
1:14:13	どうぞ。
1:14:17	議事録主査武山です。具体、他社の話なのであまり言わないんですけども、これは
1:14:24	今回で言う、いわゆるその記載の適正化ではないんですけども他社では実際に設備を、
1:14:30	適用除外という形、規制の枠組みから外しますっていうパターンで、
1:14:38	バーとしている例はあります。で、変更前に設備を変えて、
1:14:43	変更後、バーにして、注記で、この設備の運用を停止し適用除外とするっていうふうな中休学っていう例が過去にありました。
1:14:55	ご紹介です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:07	規制庁伊藤です。はい。ちょっと今回のやつは適用除外とはまた別のよ うな気もしますけれどもとりあえず
1:15:16	置いておきまして、次に行きます。はい。
1:15:21	配当整理表で、
1:15:24	そうですねちょっと個別というのは全体。
1:15:27	に絡むところと言うと、55 番、
1:15:32	新設と既設の考えの整理のところがある。
1:15:37	なりますと、
1:15:38	今回回答いただいているのが、6、
1:15:43	ローマ数字 6 の 3-2-1、2、
1:15:47	新設または既設の記載方法について記載がありますと。
1:15:51	それで、ちょっと私ロックの 3-2-1 って新規性、
1:15:58	工認のやつを見てみたんですけど、
1:16:02	新設、
1:16:04	等、
1:16:05	既設建設、
1:16:08	か既設かっていうのを記載するっていうところは書いてあるんですけど、 具体的にどういうのが新設でどういうのが既設かっていうところまでは なく、
1:16:18	今回の回答内容でもらってるようなところまでは、
1:16:23	書かれてはいないという理解ですか。
1:16:30	はい。東北電力の鈴木です。そのご理解で。はい。
1:16:34	規制庁井藤です。そうするとちょっとこの回答内容は、若干その勘違 いを招くようなところがあるんですけど、とりあえず新設と既設の、
1:16:47	違いについてはわかり、
1:16:51	末子。
1:16:57	はい。
1:16:58	はいとりあえず承知しました。はい。
1:17:03	それから、
1:17:06	一つ戻って、54 番については、
1:17:11	添付の構成のところは、これはあれですか、成立ですかね説明できる 段階ですか。
1:17:20	はい。東北電力の長谷川です。ちょっとページ番号をつけなかったんで 申し訳ないんですけども、回答整理表の後ろに別紙ということで、ちょっ とイメージだけつけさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:33	ちょっと見ていただきたいんですけども、
1:17:35	まず最初の別紙の表紙にですね、ちょっと
1:17:39	カラフルな、
1:17:40	ものがあるんですね。
1:17:42	こちら、先行プラントの変更認可申請のやり方、一部のプラントですけどもそれを踏襲させていただいております。
1:17:50	で、これ、縦軸ちょっと代表的にずらっと書いてますけども、一番下に凡例書きましたが、
1:17:57	赤で囲んでるものが、
1:18:00	今回の変更認可申請の内容に関して、要はその変更認可申請の工事、その設備が求められる技術基準の適合性確認するために必要な書類を赤で、
1:18:12	記載してございます。
1:18:14	で、
1:18:16	次、青で囲んでるものについては、同じく、今回の変更認可申請、
1:18:21	伴う工事、それに関係する図書なんですけども、結果して例えば方針書であったり、うん、そういう。
1:18:29	な、要は中身の変更を伴わない、それを改造工事したとしても影響がないどころか、変わらないもの、そういうものについては青で示しています。
1:18:39	で、最後、黒点線になってる部分ってのは今回の変更認可申請の、
1:18:45	工事で、全く、要は条文要求する示す要求がないもので、
1:18:51	そういうものを黒点線としています。
1:18:55	で、上の方で見ていただくと例えば0で、例えばこう、こういうような構成になりますと言った場合に、
1:19:02	現状、我々、
1:19:06	変更認可申請を行った際には、
1:19:08	赤のものしか実はつけてなかったんですけど、
1:19:12	はい。
1:19:13	今回、青のものも、要はつけます。ちょっと後で例示しますけども、実際物をつけるのではなくて、認可を受けたこれのこれは関係するけど、
1:19:23	記載内容に変更はないというようなことで、関連づけはすると。
1:19:28	かつ、今回の変更認可申請に関係ない黒点線の部分ですね、ここも要は新規性基準、今回の大本の後任の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:38	内容、うん。そこをアップデートするっていう形で、今回の変更認可申請にはこの黒点線は、
1:19:45	関係ないので、
1:19:47	記載の変更はないというようなところで飛ばすような形で構成しようと考えてます。
1:19:53	具体でちょっと後ろに、
1:19:55	これちょっと見ながらだと、申し訳ないんですけども最初に、
1:19:59	6 添付書類ということで表紙があると思うんですけどもその次のページ、ページ番号入ってなくて申し訳ないです。これが 6 添付書類の後ろにこういう目次がついてございます。
1:20:11	で、
1:20:15	これだとちょっと、
1:20:16	実は、再稼働設工認の際は、大きな階層として、6-1-1、これが説明書、6、6-1 が説明書、6-2 が耐震計算書、
1:20:29	6-3 が強度計算書、ちょっとこれ 6-4 入って、下に書いてありますが 6-4 というのが、その他の計算書なんだ遮へい計算であったり、
1:20:39	サトウ、安全面の吹出し量計算であったりそういうその他の計算が、6-4 で 6-5 が、解析コードを使う場合の計算プログラムの会議を示したやつで 6-6 ということで図面、
1:20:51	となっています。
1:20:53	ここで、6-4 抜いてんですけども、下で、
1:21:00	上に示す以外のものは、まずは、今回載せ、変更認可申請に関係しないので、記載内容に変更がないということで、
1:21:10	6-4 については、今回、関係ないのでこうしますと、で、その次の階層を同じように、次のページ開いていただくと、
1:21:19	6-2、耐震性に関する説明書という表紙あってその後ろを開いていただくと、
1:21:26	ちょっと前回のヒアリング資料からの変更点黄色で書いてますが、
1:21:31	今回の変更認可申請においてはこの白抜きの部分、要は関係ある部分しか実は出してませんでした。
1:21:40	ただ、それ以外についてももちろん、この 6-2-1、耐震設計の基本方針であったり、
1:21:48	ていうのは後は、その他 2-2 ということでそれらが未つく、構造物ですね、その評価、そういうものってのは間接的に今回の変更申請の工事に伴って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:02	審査には必要な書類だと我々も認識しています。ただそれがわかるように、全部表した上で、注記を振らしていただいて、
1:22:11	まず、この6-2-1基本方針については、
1:22:19	すいません、基本方針とか、あとは施設の耐震についての経産省以外については、今回の工事に関係ないので、
1:22:29	認可済みから変更ないと、以外じゃない、必要なやつですね、この基本方針については、
1:22:36	今回関係あるんだけど、
1:22:39	別に理由も、ここは不要かと思ってまして、基本方針であるので、ここについては今回関係あるけど、
1:22:48	記載内容には変更ないですよということで、必要な書類ということでひもづけると、それをこの階層ごとに行って、一番下の個別の計算書で必要なものについてはそれこそ、
1:23:00	例えば重量が変わらない、それ以外のパラメーター変わらないので、評価結果に影響ないというようなところで、はい。まとめようと思ってますこれ先行の、はい。事例そのままPWRの事例を、はい。
1:23:14	引用しております。このような形で、すべての計算書説明書、要は今回の工事に伴って、網羅的に技術基準の適合性説明するために必要な書類、
1:23:27	それと、実際受けた今回変更認可申請等で認可を受けたやつとのアップデートという形で示そうということで、はい。考えてございます。この整理を今ちょっとやってるという。
1:23:39	以上です。
1:23:43	原子炉規制庁竹山です。津名承知し、
1:23:48	ましたが、Pの多分、ある1社の例を多分引用したんだろうなど。
1:23:53	思っています。で、その1社のやり方っていうのは
1:24:00	でも従前認められている範囲ですので、その通りであれば、
1:24:05	多少、
1:24:06	許容される範囲かなと思いつつ、
1:24:10	この申請自身は、
1:24:13	アップデートされてる部分の、ちょっと、
1:24:16	確認だけさしていただきたいのは、
1:24:19	有毒ガス、すでに、
1:24:21	編入されてますよね。
1:24:23	それって、アップデートしてましたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:26	要は、
1:24:28	個別の説明書として扱われていたんであれば、何かそのアップデートの仕方が、
1:24:35	要はその
1:24:37	辺に、1 回目は、
1:24:40	いわゆる別の説明書の扱いで添付していました。変に 2 回目今回は、
1:24:47	一式アップデートという扱いですってということになると、
1:24:50	その
1:24:51	御社としての方針がぶれてないですかっていう話になると思って、新基準のときから、
1:24:58	有毒ガス、今回とすべてアップデートするような形であれば、そのPWRの
1:25:06	ある社のやり方と、
1:25:08	全く同じですので、
1:25:10	そこに疑義はないんですけども、
1:25:12	御社としての考え方は、そこは統一されてるんでしょうかっていうところをちょっと確認させてください。
1:25:18	はい。東北電力の長谷川です。答えから言うとアップデートしています。
1:25:23	で、ただ示していないのが、それに、
1:25:26	変更ない部分については、つけてない。
1:25:29	というので、今回の工事計画っていう全体の計画について必要な書類っていうのを、新規制基準の時に進んでますけども、その全体を示して、
1:25:41	うん。アップデートのマッピングをしてるみたいな感じですね。はい。それを行っているというもので、変更するものは、誘導活の時に、例えば居住性の説明書とかは、新規性のものをアップデートしていると。
1:25:55	はい、そうなります。以上です。
1:25:57	承知しました。有毒ガスの例でいうと、形状説明書を添付するとして、有毒ガスの範囲、有毒ガスで、おそらくその
1:26:08	その要員の防護とかの説明書とかつけていらっしゃると思いますけども、その範囲に限らず、新規性で書かれているものをアップデートっていうことを言うと、湯田のときは、それ以外の部分、
1:26:20	もう、
1:26:22	はい、他説明書として従前も積んでいたと、ということなんですよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:28	東北電力の長谷川です。その通りです。ですので、ちょっと今回例示で示したものについては、
1:26:35	何だ、新規制基準で最初に認可いただいたものと、あとは有毒ガス1回、第1回の変更認可申請いただいたものを両方とも、認可情報として紐付けた上で、はい。整理してください
1:26:49	わかりました。御社として今回、
1:26:53	ある種見直すとすれば新規制基準から変更がないというところの明確化だけをしますということで、それ以外のアップデートは従前からやり方は変わってませんということで、おっしゃっていただいたということですね。
1:27:05	ちゃんと。
1:27:07	原子炉規制庁竹尾です。考えは、何かある種理解はできました。で、
1:27:13	ちょっとその考えを詳細の部分はおって、事実確認進めた上と私は何かあればコメントしようと思います。伊藤さん、何か。
1:27:24	大丈夫すか。はい。
1:27:29	はい、規制庁イトウです。ちょっと今のお話は終わりにして、私から、個別設備についてちょっと質問をしたいと思ってるんですが、全体事項で、何か規制庁側から、いいですかね。
1:27:52	ちょっと個別のところに行かせてもらいます。えっとですね、ごめん。回答整理表だ等、
1:28:02	56番ですかね19条の該当しない理由のところ、回答はしていただきましたと。
1:28:13	まず条文、
1:28:15	技術基準規則だ等、一次冷却系統が対象設備で次冷却系統っていうのは、
1:28:21	炉心を直接冷却する冷却剤が循環する回路である。
1:28:25	それで、今回
1:28:29	取りかえる弁は、
1:28:32	冷却材純化設備には該当しないと。
1:28:37	はい。で、そのあとの基本設計方針の原子炉冷却系統が、
1:28:46	一次冷却系統と同一IIとか言ってるんですけど、
1:28:52	ちょうど今回の資料で、
1:28:55	基本方針がちょっとついてきているので、
1:29:01	製図
1:29:02	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:03	資料 43 の、
1:29:05	212 ページですよね。
1:29:15	ちょっとこれ、何ていうか、
1:29:17	整理の確認をさせていただきなんですけど 212 ページ、データジンノ等の募集があって、原子炉冷却系と原子炉冷却材浄化系及び残留熱除去系。
1:29:31	括弧原子炉停止時冷却モード。
1:29:34	三つ並んでるんですけど、一次冷却系統っていうのは、この三つのうち原子炉冷却系統のことだけを指してるんでしょうか。ちょっとその辺りの整理とか、
1:29:53	はい。東北電力の鈴木です。疑似冷却系統の原子炉冷却系統だけではなくて、ここに記載のある残留熱除去系や、原子炉冷却材除却浄化系も含まれるものになります。
1:30:07	以上です。
1:30:08	はい、セイトウですそのあと何か回答内容で、原子炉冷却系統＝一次冷却系統って書いてあるのはちょっと正確じゃないように見えるんですけど。
1:30:18	その理解でいいですか。
1:30:21	東北電力の鈴木です。はい
1:30:25	そうですね一次冷却系統すべてをアノと称しておりますので協会等、
1:30:32	の方ですね、それを見直した上で、
1:30:35	し見直しをしたいと思います。
1:30:37	はい。規制庁尾藤ですわかりました。
1:30:39	それで、その上でなんですけど、その上でですね、ちょっと
1:30:46	新規線と機能流体振動の説明書を見てみると、
1:30:55	評価範囲としては、冷却材減少冷却材圧力バウンダリの拡大部分が対象になっているように、
1:31:05	見えますと。
1:31:12	何ていうか、ここでこれが全部冷却性循環スルー。
1:31:18	回路に結果的になっているっていうことなのか、
1:31:25	例えばですねこの残留熱除去系ヘッドスプレイ注入隔離弁って、これは循環する。
1:31:33	冷却水循環する設備がイトウしてるんですかね。
1:31:37	はい。東北電力の鈴木です。ヘッドスプレイラインも循環する設備に入ります。停止時冷却モードに合わせて、ヘッドスプレイラインを使う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:47	ことになりますので循環する所水の循環設備に該当する。
1:31:54	くせ取れそうなんですね。なるほどなるほど。
1:31:58	等、
1:32:00	ちょっと整理すると、当金庫のときの流体振動の説明すれば、冷却材圧力バウンダリが拡大。
1:32:08	はい。バウンダリの拡大範囲が対象になってるような書き方に見えるけど、結局、対象としてはバウンダリではなくて、
1:32:18	冷却材が循環する回路。
1:32:21	であると、そういう整理になってるっていう理解ですか。
1:32:34	特にこのスズキ少々お待ちください。はい。
1:33:06	衛藤クリニックの鈴木ですいませんお待たせしました。こちらの、
1:33:11	確認をした上で、次回回答させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
1:33:17	はい、規制庁イトウです。わかりました。よろしく申し上げます。
1:33:22	で、ちょっとその関連で言うそうですね
1:33:27	資料 2 の
1:33:31	35 ページ 36 ページで、
1:33:34	今回参考資料 1 っていう形で流路説明がついているんですけど、これは、
1:33:44	何のためつけてるかっていうと、19 条、
1:33:47	のところの説明をするためにつけているものですから、
1:33:53	はい。東北電力の鈴木です。はいこちらは今おっしゃっていただいた通りで、今回申請しております F-004、
1:34:02	循環設備に当たらないというところを説明するために、つけた系統図となっております。図面に記載の通り、
1:34:09	赤の A4 版は、赤のラインになってましてチア注水モード。
1:34:13	に関わる場所となっておりますのでそちらを示したものです。以上です。
1:34:19	はい、瀬戸衛藤です。まず図面自体についていうと、先ほど言ったヘッドスプレイルインのところは、
1:34:30	何だ、マーカーとかにはなっていないで、見えない状態なのでできればそこも含めた書き方にしてもらえると、新規制の時と今回とで、何が違うのかっていうのがわかる、わかるのでそこはちょっと、
1:34:45	図の書き方を工夫していただければと思います。それからもう一つ資料 2 だけを見るとですね。
1:34:54	参考資料 1 っていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:56	何のためについているのかわからなくてですね。
1:35:00	できれば
1:35:02	どこでもいいんですけど条文整理のところでもう、
1:35:05	どこでもいいんですが、参考資料1は、
1:35:09	何のためにつけてるのかわかるように、
1:35:14	資料2の中で示し、示してもらえればなと思っています。
1:35:19	よろしいですかね。
1:35:23	はい。東北電力の鈴木です。先ほどヘッドスプレイラインの
1:35:27	理論NGの件と紐づけの件、配布しましたので反映させていた
1:35:35	はい、規制庁イトウれ数、よろしくお願いします。
1:35:39	アルチャンの弁について、規制庁側から他にありますか。
1:35:47	はい。
1:35:48	すいません。次に、清流Wの方。
1:35:54	等、
1:35:56	これ説明というか、ズー図の充実っていうんですかね、してもらったところが、
1:36:05	資料3の62ページで、
1:36:15	青とか緑ナカノ凡例をつけてもらっていますと。
1:36:21	それで、
1:36:23	資料3の62ページで、
1:36:26	この悪化、
1:36:30	これは、
1:36:31	赤、赤の点線で囲われてるのっていうのは、
1:36:37	これはどういう意味なんですかかけこます。
1:36:41	注入、
1:36:43	はい、東北電力の岩間です。
1:36:47	赤の点線で囲んでおりますのは、高圧代替注水系の注入配管合流部。
1:36:54	であるということで矢印で指して示しているものになります。
1:37:02	以上。
1:37:03	はい、セイトウですここは何か、丸ごと合流部なんですか。
1:37:10	はい。
1:37:11	安楽の岩間です。
1:37:12	こちらですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:14	赤で点線で囲んでいるところ一帯が合流部というふうにとらえておりまして、というのはですねまさに入った経度からの配管が接続される、いわゆるTですけど、
1:37:28	けれども、そのTと、
1:37:29	その上流側の直管、あと下流側の直管その直管も含めて、一体の部品という、ちょっと特殊なTなんですけども、そのようなTのために、要目表にもですね、こちらの高圧代替注水系の注入配管合流部からの、
1:37:47	原子炉冷却材。
1:37:50	AのA系注入早く合流部という緑色で示してるラインの方の要目表の、
1:37:55	中に記載しているの部品になりますので、まさに合流してるところだけを指すと。
1:38:04	ということではなくて、
1:38:06	施工留分としてのVIP品 1 体をもう今囲んでお示したという、ご説明になります。以上です。はい。はい。
1:38:18	もう一体となっていて①のエルボの、もう本当に
1:38:26	手前まで、
1:38:27	一体となっていて、なので緑色にしてるということで理解しマースした。
1:38:40	はい。
1:38:42	同じ資料 3 の
1:38:46	64
1:38:47	ページ、65 ページで、
1:38:55	ここ
1:39:00	部品一覧表というので、
1:39:02	エルボであることのすそ倉庫が書かれている。
1:39:08	これ、念のため確認なんですけど、月間、
1:39:12	妥当、別の書き方になるんで、
1:39:17	はい。東北電力の岩間です。ちょっと 64 ページの方の図面でちょっと例でご説明させていただきますと、
1:39:25	ちょっと細かくて申し訳ないですけど部品一覧票という記載が図中にございますけれども、この中のですね下巻の場合は、パイプというような表記になります
1:39:36	あくまで管を曲げるということで、部品の名称としてはパイプになります
1:39:41	一方でエルボの場合は囲みでお示しているように、90 度、いいですね、90° エルボということで、エルボとしての部品の表記になると。
1:39:51	いうことで明確に表記は異なる記載になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:56	以上です。
1:39:58	原子炉規制庁武政ん中身ではないんですけども、これって全面マスクングですけども、読み上げてよかった。
1:40:04	ですか。
1:40:07	はい。失礼しました削除すればよろしいですか。はい。
1:40:11	はい。
1:40:15	はい。木曾イトウですトレー処理はしておきます。
1:40:23	すいません。
1:40:27	と、
1:40:30	回答整理表。
1:40:33	もう、
1:40:35	等、
1:40:36	44 番関係なんですけど、同じCWの
1:40:42	関係で、
1:40:48	復水給水、
1:40:50	経営というかまた、
1:40:52	3
1:40:55	資料 3 の、
1:40:59	6 ページか。
1:41:00	6 ページで、
1:41:02	これは
1:41:04	藤。
1:41:10	今回の数、申請範囲全体がこの 1 枚で見えるように、
1:41:16	したというそういう修正でよろしいですか。
1:41:21	はい。東北電力の岩間です。そのご理解で問題ありません。
1:41:27	はい。規制庁伊藤です。
1:41:30	そうですね
1:41:35	なんか、多分見えていなかったの、この会、
1:41:39	回答整理表の 44 番の
1:41:43	回答内容の例で書かれているところではなくて、多分、
1:41:47	高圧注入、
1:41:49	この後の、9 月中代替注水系出口配管合流点から、
1:41:58	CUWA系、
1:42:01	注入配管合流点の間だと思うんですけど、衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:08	うん。とりあえずそこまで含めて見えるようになってるというのは理解します。
1:42:13	で、
1:42:19	等、
1:42:21	この系統図っていうのは、確か高圧代替注水系の方の系統図も同じような系統図になっていたと思うんですけど、そっちは、
1:42:34	直さなくてもいいというか兼用先ってそもそもつけてないんですけど今回。
1:42:40	はい。東北電力の岩間です。ちょっと今回のヒアリングのにお示した資料としては貯金イワサキの系統図までこの
1:42:50	9になった原子炉隔離時冷却系以外の案件につきましても、ちょっと
1:42:56	提出の方はちょっとまだできておりませんが、今後
1:43:01	次回のヒアリングの際にですね、県有先の系統図も含めて、先ほど冒頭、議論になりました添付書類の何をつけるかというところの整理とあわせて、意識を示しすると。
1:43:14	その中で兼用先の系統図も、必要なところについては提出させていただきたいと考えており、
1:43:22	高圧代替注水系の系統図につきましては、すでに認可いただいた際の設工認の際からの修正はしないことで考えております。
1:43:34	ただ考え方としては、
1:43:39	今回申請対象となっている配管のフロムツーですね始点から終点までが系統図で追えるような、必要な系統図を添付する。
1:43:49	ことで考えて、
1:43:51	はい、以上です。
1:43:59	原子炉規制庁竹山です。この、
1:44:01	6ページの黄色枠の部分。
1:44:04	修正、他の減容先で、
1:44:07	同じような、添付済みだと思うそっちは修正しないっていう。
1:44:12	なんか、そうなる何か、
1:44:16	同じような図面で、
1:44:18	異なることを書いている、2種類の図面ができるようになると思うんですけども、
1:44:25	何かこの
1:44:26	片方だけこの黄色字のように直してもう片方直さないっていう。
1:44:30	趣旨が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:32	もう少し説明いただけます。
1:44:34	はい。東北電力の今村です。
1:44:36	もともと高圧代替注水系の例でいきますと、高圧代替注水系としては、この原子炉隔離、原子炉冷却材浄化系を注入のラインに使いつつ、その後の
1:44:50	複製給水系も、高圧代替注水系として、注入ラインにしていると、ある、原子炉圧力容器までの注入ラインにしているので、
1:45:00	最高再稼働設工認の際に、添付した高圧代替注水系の系統図としましては、この
1:45:08	6 ページの系統図と、その都度、その先のですね、復水給水系の系統図の高圧代替注水系として
1:45:21	系統図としてお示し、すでに行っているものになりますので、端的に言いますと高圧代替注水系の方では、
1:45:31	この原子炉隔離なく原子炉冷却材浄化系と復水給水系の図面がすでに存在し、しておりますので、2 枚の系統図で、
1:45:41	視点から修繕を示したいと考えております。一方で、
1:45:46	今回
1:45:48	原子炉冷却材浄化系の方につきましては、この先の、
1:45:52	復水給水系になりますと申請対象と系統の切り分けが異なりますので、そちらの系統図まで直に行くというのは、ちょっと考えていないと。
1:46:02	いう状況になり、
1:46:06	東北電力のミネギシです。資料 3 の 39 ページを、
1:46:12	お開きいただきたいと思います。
1:46:21	こちら図面の方先ほど冒頭申しました通りですね、まだ今、整理中ということで今回ちょっとお示しできてないところではありますが、ここにですね、これからつける図面の方、
1:46:33	付記してございます。今ほど説明があったのはですね、
1:46:37	高圧代替注水系系統図につきましては、
1:46:40	デービーそれからSAということで、4 行ございますが、
1:46:45	こちらの 2 枚の方で、フロムツーがお示しできると、いうことを示してるものでございます。一方、先ほど言いましたP6 については、1 枚で、
1:46:55	明示するといったことですね、ちょっと図面の方、お示しできてないので、わかりにくいところもございますので、次回ヒアリング時にですね、こちらについては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:05	クリーンナップとHパック、こちらが整合とれているといったところを、お示ししたいと思っております。
1:47:13	以上です。
1:47:30	原子炉規制庁畠山です。
1:47:35	ちょっと気になっていたことというか、申し上げたかったのは、
1:47:41	この高圧代替注水系系統図、
1:47:47	DBの範囲ですね。
1:47:49	と。
1:47:50	先ほどの6ページで開いたもの。
1:47:56	6ページでしょうかね。黄色字で囲まれている部分。
1:48:00	があると思いますけども、黄色で囲まれてる部分は新規制から若干見直したってということだと思っていて、
1:48:08	見直し範囲ってというのは、
1:48:13	これはちょっと持田、
1:48:15	目としては、
1:48:17	公開してますんで、
1:48:21	弁が両方それぞれ横に、合流点、横についている状態で、そのの、
1:48:29	5合流点より先は点線で書かれています。範囲じゃないということを示しているのかなと思うんですけども、
1:48:36	そこまでその書きあらわすその、
1:48:40	高圧代替注水系の方には書き表さなくて良いってということ。
1:48:46	なのか、ちょっとそこが、
1:48:49	何か、
1:48:50	図面の整合性をそこは取らなくていいってところが、
1:48:54	ちょっとよくわかんない。
1:48:56	ですね。
1:48:57	そこは、
1:48:59	整合をとらなくても良い。
1:49:02	ですかね。いや、ここを直したからそちらもあわせ直しますってことはしなくて良いっていうせ、ちょっとそこがちょっと繋がらなくて、
1:49:17	東北電力の岩間です。
1:49:21	添付してございます図面番号自体は、異なる図面として、添付書類の方にセットさ、提出さしているものですので、
1:49:33	江田、あと、また
1:49:35	接続した先の点線で非表記しているところはですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:40	他系統の
1:49:42	であるということで点線にしておりますけれども、描かれている系統も、
1:49:49	系統の内容は
1:49:52	この先接続する復水給水系の系統図と合致しておりますので、その濃淡、
1:49:58	さっき加来
1:50:01	内容のレベル感に確かにクリーンナップ、
1:50:04	原子炉冷却材浄化系と高圧代替注水系の、
1:50:07	図面を比較するとなるんですけども記載されている内容自体は、正しいものですので、現状は、この記載で進めさせていただきたいというふうに、
1:50:18	少し
1:50:19	難しいところが復水給水系の系統図を今回の申請対象に含めるっていうのが、テンブル抵当図だけを入れるっていうのが正しいのかというところがちょっとございまして、
1:50:31	申請範囲外の2添付図面としては出てくるということが御説明の資料として入れる分には問題ないとは考えているんですけども、申請対象として入れるというのがちょっと
1:50:43	異なるかなというところでちょっと今のような考えで、
1:50:49	非常にやります。
1:50:51	原子炉規制庁竹山です。復水給水系のその図面をどうするのかっていうところについては、今は申請者のそのあり方っていうのを検討中だと思っていて、
1:51:01	次回のタイミングでお示しいただけるものと思ってます。そのタイミングにおいて、
1:51:07	ここを確認すべきじゃないかと思っておりますので、その際にその本文、添付書類、Web図面っていうのがそれぞれどこまで示さなきゃいけないのか、イデ、逆にこういったものに関しては、
1:51:18	示さないものに、申請範囲だけでも、示さないということであれば、それはどういった理由なのかっていうところは、お答えいただければ、次回お答えいただければいい。
1:51:30	かなと思いますそこは答えられるように、
1:51:33	整理、
1:51:35	ればと思います。
1:51:38	はい。東北電力の岩間です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:40	おっしゃる通り今ほど添付書類の要否については今ほど検討中であり ますのでそちらの整理とあわせて、
1:51:49	この系統図を復水給水系の系統図が必要と判断するのかもしれないの かも、ご説明したいと思います。
1:51:57	はい、原子力規制庁いただきます。念のためですけども文書で書いて いただければと思ってます。考えは、口頭でってなるとその事前確認が よくわからないまま、口頭でやりとりしてて、
1:52:08	時間かかるっていう要因にもなりますので、はい。
1:52:12	もう、結構、予定してる時間食い潰しちゃってるので、
1:52:16	そういった意味では、
1:52:18	効率化のために文章で書いていただければと。
1:52:22	はい。特定力のイワマです。はい。回答整理表の方にですね、今ほどの コメントを記載しまして考え方を回答させていただきたいと。
1:52:33	はい。瀬戸イトウです。そろそろ時間が迫ってきたんですけど、私からも う一つだけちょっと聞きたいところがあって、
1:52:43	回答整理表の 45 番で、太線とほそ線の、
1:52:50	意味っていうところを書いてもらっていて、
1:52:55	主、戸松浅井主計聳の配管は太線す経度以外の配管はほそ線。
1:53:06	というふうに理解したんですけど、資料 7 の 7 ページの図で、
1:53:16	エルボは太線になって、
1:53:20	するんですよ。
1:53:22	エルボが太線になっていてその前後が点線になっている部分があっ て、ここはどういうルールになってるのか教えてください。
1:53:32	はい。東北電力の今です。こちらです。本来であれば太線にすべきの主 経路として太線にすべきところにあります。今回一部該当とこちらさせて いただいております、
1:53:45	そういうちょっとその内容を書かへの記載せずに申し訳なかったんです けれども、今ですねこの点線となっている部分を太線に、
1:53:53	とする修正作業をちょっとしておりまして、次回のヒアリング時には、太 線とした姿で図面の方訂正させて提出させていただきたいと。
1:54:03	いうふうに考えております。
1:54:06	はい、以上しております。
1:54:08	なるほどこの今回、回答(1)分というのは、そういうことだったんで、
1:54:12	はい、わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:15	はい。徳田横野今までさ、はい。その一部としか書いてなかったんですけども、今後はいい。修正した図面をご提示
1:54:22	していただき
1:54:23	て、あわせて先ほどの系統図の話とも関連するんですけど、
1:54:27	現状ですねこの廃棄図が、配管の視点から終点を全部書き切れてないというところもちょっとわかりにくさとしてありまして、そちらの修正もあわせて、
1:54:37	配管のフロムツールが、この配置図の中で見えるような修正も併せてさせていただきます、世界の方、回答の方で、
1:54:46	お示しご承知したいと思います。以上です。
1:54:53	原子炉規制庁竹山です。承知しました。もう、
1:54:57	この
1:54:58	一部の話はすでにコメント済みなので、
1:55:01	次回以降はお気をつけください。
1:55:05	やはり確認に、こういったところで誤解を招く
1:55:08	で、
1:55:09	ヒアリングも結構その時間迫っているんで、一応先に、
1:55:15	全体総則的にお伝えしておきますと、次回のヒアリングの際に、
1:55:20	ちょっと今日できなかった部分も含めてですね、改めて、次回のヒアリングで確認をしたいと思ってますので、ここで一部と書かれているところに限らず、今回の回答となっているところについては次回、
1:55:32	また必要に応じて確認をさせていただこうと思っています。できる部分はやりますけども今日、ただ6日もあれなので、
1:55:41	そういった意味では、
1:55:43	結構大部分に、
1:55:45	修正かかる部分があると思っていて、
1:55:49	来週だったか再来週だったかにもヒアリングの枠取りを一応しているものの、
1:55:55	事前にこちらとしても資料は見た上で、効率的にヒアリングを望みたいと思ってますので資料は、あらかじめご提出いただきたいと思います。その上で、
1:56:06	その資料ちょっとある程度その確認を、
1:56:08	する時間がいただきたいと思ってて、そういった意味ではその前日とかではなくて、あるて相当数日数は前には訂正いただけると思いますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:19	それでちょっとまた、
1:56:20	すべての資料がそろわないということであれば事務的にそのヒアリングの再調整、
1:56:28	延期という形をとるなり、ちょっと努めていただければと思います。或いはここについては、さらに次回のヒアリングで行いますとするなり、
1:56:38	そういうふうな事務的な調整をお願いしたいと。
1:56:44	あと加えて、今回、
1:56:46	冒頭で確認していた。
1:56:49	御社としてコメント。
1:56:51	自主的に修正しましたって部分は、
1:56:54	わかりましたかでわからなければ、
1:56:58	次回、それも含めて回答いただけますか、今回、内容した場所が、
1:57:03	どこだったのかってこと。
1:57:06	東北電力のアガツマです。私の方から
1:57:10	東北電力として自主的に修正をさせていただきました箇所について説明させていただきます。
1:57:17	初心者資料に基づいて行って説明。
1:57:21	資料1-1の審査資料一覧についてご説明させていただきます。
1:57:27	まず、資料ナンバーの2の一番下になります。別紙に凡例を追記しましたということで、こちらについてコメントは、回答整理表の方に、
1:57:38	のコメントはいただいていたんですけども、
1:57:41	ナンバー43等で判例をつけて説明することというふうにコメントをいただいておりますので、ちょっとその他の資料についても、判例をつける。
1:57:52	ということをお考えまして、こちらの記載を追加させていただいたものになります。
1:58:01	続きまして通し資料ナンバーの4番。
1:58:05	等非常用化処理系の当間副説明資料になるんですけどもこちら衛藤下から二つ目。
1:58:11	非常用勝証券耐震計算書について。
1:58:15	一部格納
1:58:17	ちょ容器長期系に含まれることを反映しましたということでこちらに
1:58:23	添付書類条文等の整理を行っているところなんですけども、こちら、その部分について一番反映をしているところになります。
1:58:31	回答整理表の方につきましてはその辺のところ
1:58:35	一部回答ということで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:37	仕様と方法は記載されていないところでありましたのでこちらの次回のヒアリング時にはそちらについては明記したいと思っております。
1:58:46	あとは、同じく資料ナンバーの4の、一番下のコメントと図面の表紙を追加しましたということで、
1:58:54	こちらの図面の方はつけていたんですけども、今後の変更認可申請の補正申請の方を踏まえまして、
1:59:01	構成の方考えまして表紙の方を追加したというものになっております。
1:59:10	続きまして資料ナンバーの21番。
1:59:15	なります。
1:59:16	こちらについては、先ほど資料No. 4の下から二つ目説明した内容につきまして、
1:59:23	宗SE。
1:59:24	非常用ガス処理系の主要弁が対象と整理しましたのでこちら丸をしております。こちらについては
1:59:31	資料No.21についての修正ではなく、この表での衛藤。
1:59:37	菅資料に関連する設備を0として変更したというもののみの修正となっております。
1:59:47	続きまして、
1:59:50	資料ナンバーの、43。
1:59:54	と44になります。こちらの、
1:59:58	基本設計方針等なんですけども、こちらの今、今の、
2:00:02	所
2:00:03	変更認可申請における構成のほうを整理しているところなんですけども、こちらも、
2:00:09	そんなところは、資料の方はもつんでしているというふうな状況になっておりますこちらの、
2:00:15	回答整理表の方にはもう、今回回答一部ということで、
2:00:19	こちらについても、当資料の方はちょっと反映しようとして載せていないような状況になっております。
2:00:27	続きまして、資料ナンバーの45。
2:00:30	あと、6-1-4-2の流体振動またはというそれになるんですけども、
2:00:37	こちらにつきましては、衛藤重。
2:00:39	回答整理表のナンバー46に基づく、添付書類になります。
2:00:46	ただこちらに関しましては回答整理表の
2:00:49	就業等への反映箇所ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:52	衛藤。
2:00:53	ナンバー45の1点、ちょっと資料のほうを追加しておりませんでしたので、
2:00:58	こちらで次回のヒアリングの提出資料の提出までにはこちらで反映した形で提出させていただければと思います。
2:01:08	続きまして、ナンバー4、資料ナンバーの46から49の江藤それぞれの工事の方法に関しまして、こちらについても今回、
2:01:19	資料としては積んでいるんですけども、
2:01:21	こちらについても
2:01:23	現在、
2:01:24	申請書の構成について検討を進めているところになってまして、
2:01:28	と回答整理表の資料等への反映箇所についてはこちらについても記載がないという状況になっております。
2:01:35	説明については以上になります。
2:01:40	はい。規制庁伊藤です。ありがとうございます。
2:01:42	当間こちらでも引き続き、資料の確認を進めます。はい。
2:01:46	ちょっと時間が
2:01:49	過ぎてしまったのでヒアリングは終了としたいと思いますが、
2:01:56	規制庁側から何かありますか。はい。
2:02:03	はい。規制庁の奥でございます。1点だけ、次回回答いただく際に留意をいただきたい事項について1点申し上げたいと思いますQMSに関してなんですけども、
2:02:13	今回
2:02:14	工認の申請上必要な記載事項であるはずの工事の方法が今回の申請で含まれていなかった。
2:02:21	が、今検討されているということであったんですけども、今回のことでは一過性のことにしないように、ご留意いただければなと思っていてそれではその対策、次回回答いただく対策の中で、
2:02:33	QMSの説明書の中ではその申請者のチェックのスキームも入ってますけども、
2:02:38	ここでこういったことがいかに
2:02:41	内容にできるか
2:02:46	そういう等も含めて報告をいただければというふうに思っております。
2:02:54	特にニイヌマです。はい。今ほどの点踏まえまして改善点と前回、次回、ご説明させて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:03	はい。ほかによろしいですかね。東北電力側もよろしいですか。
2:03:08	はい。
2:03:11	ちょっと今日は振り返りやってる時間がないので、そこは飛ばさせてもらって、
2:03:15	よければ、ヒアリング、これ終了としたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。